

第2回
農業委員会に関する懇談会
議事録

農林水産省 経営局

第2回「農業委員会に関する懇談会」議事録

日 時：平成14年11月27日(水)14:00～16:30

場 所：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省特別第1会議室

八木座長 議事に先立ちまして、第1回の懇談会を所用のためご欠席されました岩崎由美子委員が出席でございますので、紹介させていただきます。

なお、笹崎委員におかれましては、本日所用のためご欠席となっております。

また、長委員におかれましては少し遅れて、飛行機の関係でございますけれども、遅れて出席される予定ですので、進めさせていただきたいと思っております。

それでは、早速お手元の議事次第に沿いまして議事を進行させていただきます。議事の(1)資料説明であります。本日の資料の説明を佐藤構造改善課長からお願いいたします。

佐藤構造改善課長 それでは、本日配付しております資料につきましてご確認をいただきたいと思っております。配付資料一覧でございますように、資料の1から資料の3ということになっておりますが、それ以外に参考資料といたしまして、実は昨日公表したわけでございますが、「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」の報告書のポイント、概要と本体、こういったものを参考としてお付けしております。もし過不足がありましたらお申し出ください。

それでは次に、本日の会議の進め方についてでございます。本日は、前回、10月28日の会合での先生方のご議論、そしてこれまでの農業委員会の活動、組織のあり方にかかわる取り組みの経過、関係方面からのいろいろな指摘、こういったものを踏まえまして、事務局で整理いたしました資料1の「農業委員会に関する懇談会」における検討事項の中間整理(案)、こういったものを用意させていただいておりますので、これをご説明申し上げまして、この資料をもとに本懇談会でご議論、ご検討を深めていただきまして、基本的方向を明らかにしていくべき事項とその論点についてご審議をいただければと考えております。

会議につきましては、会場の都合がございまして、恐縮でございますが、おおむね4時半ごろまでを予定させていただいております。

それでは、早速資料のご説明を申し上げたいと思っております。資料1をお開けいただきたいと思っております。「農業委員会に関する懇談会」の検討事項の中間整理(案)ということで、先ほど申し上げましたこれまでの懇談会でのご議論あるいはいろいろな指摘、こういったものを踏まえまして、今後の検討に当たっての事項の中間整理ということで整理させていただいております。

1ページ目につきましては、これは初めのほうには今回のこの懇談会が立ち上げられるに至った経緯、こういったものについて書かせていただいております。中段にございますように、今年の4月に策定されました「食」と「農」の再生プランに沿って、農林水産政策の見直し、改革が進められている中で、先ほど申し上げました農地制度の有識

者懇談会で農業委員会についてもいろいろな論点が整理されたこと、あるいは後でご説明しますが、地方分権改革推進会議、あるいは経済財政諮問会議の中で農業委員会の活動、組織のあり方についていろいろな指摘がなされております。本懇談会におきましては、こうした情勢を踏まえまして、農林水産省経営局長の私的諮問機関として設置されたということをこの「はじめに」に書かせていただいております。

それと、アラビア数字の のところでございます。農業委員会の活動・組織のあり方に関する検討課題ということでございます。ご案内のように、農業委員会制度につきましては、昭和26年に農業委員会法が制定されまして、その後数度にわたりまして大きな法律改正が行われてきて現在に至っているわけでございます。その間、いろいろな農地制度の変遷の中で、農地・構造政策の課題に応じて農業委員会業務の追加等の措置が講じられてきたということでございます。

こうした中、平成6年に、1ページに書いてございますように、農業委員会等制度研究会というものが設置されまして、平成7年に中間報告が出されまして、平成12年2月には最終報告が取りまとめられたという経緯がございます。その中で優良農地の確保と有効利用を担う行政委員会としての役割発揮、構造政策への積極的取り組み、組織体制の整備、こういった課題が平成12年の2月に報告されております。

さらに、平成12年3月に「食料・農業・農村基本計画」におきまして、農業委員会系統組織について、この括弧書きにございますように、優良農地の確保、担い手の育成、こういった役割を効率的かつ十分に果たすことができるよう、組織体制の適正化や組織の効率的な再編整備に必要な施策を推進するといった方向が示されておりました、これらの課題に対応しまして、前回、中村専務のほうからご説明がありましたが、農業委員会系統組織の改革プログラムが平成13年1月に会議所においてつくられまして、改革の取り組みが行われている、こういった状況にあるわけでございます。

こうした状況の中で、見直し検討の必要性ということで、2ページの(2)番でございます。先ほど申し上げましたようなことで、(2)番の 番で農地制度に関する論点整理ということで、「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」報告書、これが実は昨日公表されたわけでございます。この論点整理につきましては、この前の会合でもご説明いたしました、農業委員会の活動について、非常に構造政策の推進上重要な役割を果たしておりますが、一方で活動には地域差があるといったようなこと、あるいは市町村段階で法令業務が中心とはなっておりますが、主体的な活動も総花的ではないか、あるいは地域の農業者にとって必ずしも目に見えるものになっていないといったようないろいろな指摘がなされておりました、この論点整理の中ではより幅広い層の参画ができないかどうか。あるいは、ほかの関係機関との協力関係の構築、あるいは地域全体の農地利用だけでなくして、土地利用への関与、あるいは農地利用の監視機能、こういったもろもろの課題について、農地制度の検証作業の一環として取り組むことが必要であるといったようなことが有識者懇談の中で論点整理として整理されたところでございます。

それと相前後いたしますが、 番にございますが、地方分権改革推進会議の意見でございます。これが10月下旬に出されたものでございますが、これも前回ご説明したかと思っております、 番のところでございます。農業委員会に関する懇談会で、市町村合併の

進展等を見定めつつ、農業委員会系統組織の活動・組織のあり方について検討を行うと
いったことの中で、この地方分権改革推進会議におきましては、農業委員会制度そのも
のは存置しつつ、現在の農業委員会について市町村条例による選択制への移行等も含め
た必置規制の撤廃又は大幅緩和を検討するとともに、農業委員会交付金の一般財源化を
図ることを検討するよう提言しているわけでございます。

ただ、この提言の中につきましては、その下の行にございますように、必ずしも意見
が全部一致しているというわけではございませんで、この地方分権改革推進会議の中
でも農業委員会制度についても段階的な検討が必要であるとする意見があるというこ
とでございまして、その場合においても農業委員会の必置市町村の基準の大幅な引き上げ、
あるいは農業委員会定数基準の見直し、あるいは交付金の一般財源化等その交付のあり
方等について、制度の根幹からの検討が必要であるといったようなことがこの10月に
出されました提言に載せられているところでございます。

こういう諸情勢の中で、2ページの(3)番で見直すべき検討事項ということで、
、とあります農業委員会の意義・役割、活動のあり方、組織のあり方ということで
整理させていただいておりまして、具体的なものが3ページになっております。文章が
かなり長うございますので、かいつまんでご説明していきたいと思っております。

まず農業委員会の活動・組織のあり方に関する検討事項の中間整理の中での農業委員
会の意義・役割でございます。現状につきましては、ここに書いてあるわけございま
すが、論点といたしまして(2)番をごらんいただきたいと思っております。

農業委員会の役割といたしましては、いわゆる農地制度の執行機関あるいは構造政策
の推進機関としての役割がある中で、特に民主的な農地の管理による優良農地の確保、
構造政策の円滑な推進といった機能を果たしており、「しかしながら」以降でございま
す。地域の農業実態、農業者の構成、意識、あるいは農地行政上の課題も非常に大きく
変化しておりまして、さらに地域での混住化が進む中で、地域、消費者等とのかかわり
方が一層多様化する。こういった情勢の中で、独自性を有する行政委員会としての組織
が全国的に必置されることの今日的な意義というものを検証することが重要ではないか
といったようなことが一つの論点になるのではなからうかというふうにご披露させ
させていただいております。

それと、番といたしまして、こうした行政機関あるいは構造政策の推進機関として
の役割を担っている農業委員会でございますが、これが市町村に置かれているというこ
とでございますものですから、市町村農政との関係、相互補完の関係にあるわけござ
いまして、農業委員会の事務局の職員というのが、市町村職員が農業委員会会長から任
命されておりますが、その兼務も非常に進んでおります。このような関係にございま
して、農業委員が自主的に集落や地域の代表、そうした役割を發揮しているわけござ
いまして、市町村の中にはいわゆる市町村長部局での事務の実施の可能性、こういったも
のができるのではなからうかといったようなことを指摘する声もございまして。こう
したことを踏まえまして、農業委員会と市町村の農政担当部局との関係を今後どのよ
うに考え、評価していくのかといったことが一つの論点になるのではなからうかと思
っております。

それとまた、農業の置かれた状況が、いわゆる都市の近郊から山村まで非常にバリエ

ーションがあるわけですが、農業委員会に期待される役割というのも地域によってかなり違ってくるのではなからうかということについて、一つのまた論点として上げさせていただきます。

3ページの 番でございますが、こうした構造政策の推進機関としての役割ということにあるわけですが、特にその中で農地の流動化といったものが大きな課題になっているわけですが、その中を内訳を見ますと、農地が担い手の農業者に移動していくわけですが、いわゆる農業委員会の許可にかかわらない利用権といったものが、いまやその面積全体の8割を占めているということであります。この利用権の設定におきましては、農業委員会が許可というのではなくて、市町村が設定いたしますものですから、農業委員会は決定ということの事務を行っているわけですが、こういった決定事項が8割を占めていること。

それと、あっせん活動をやっていただいているわけですが、非常に地域差が大きくなってきているといったような実態がございます。こうした農地の流動化という大きな役割を果たして、さらに成果を得ていく必要があるわけですが、今後どのような取り組みが求められていくのか。こういった点が論点になるというふうに考えております。

それと、4ページでございます。農業委員会については、農協の合併が非常に進んでいるわけですが、特に農地につきまして、地域のコーディネーター、いわゆる農業者、非農業者のコーディネーターとしての役割、あるいは地域農業に関する意見反映を行う機関としての役割、こういったいろいろな主体的・能動的な機関としての役割が期待されるわけですが、そうした意見があるわけですが、これらの点について今後どのように考えていくのかということでございます。

国が役割を規定するのではなく、具体的な事業や取り組みを通じてこれらの役割を發揮していくことが重要ではなからうかといったようなことを論点として上げさせていただきます。

続きまして2番としまして、農業委員会の活動のあり方でございます。これは視点のほうに書いてございますが、先ほど申し上げましたように、いろいろな取り組みや何かがされておるわけなんです、視点の(1)番の下から3行目でございますが、他機関との連携、一体的な取り組み、情報の受発信力の向上、あるいは市町村合併への対応、農業委員の資質の向上、消費者、地域の視点への対応等について検討することが重要であるということで総論的に述べさせていただきます。

そうした中で、活動の重点化というものが非常に大事になろうかと思っておりますが、論点といたしまして、でございます。活動項目というのが農地の流動化でありますとか構造政策でありますとか耕作放棄地対策、こういったいろいろなものをして、多岐にわたっておるわけですが、地域にとっては非常に総花的で見えにくいといったような指摘があるわけですが、全国一律的な目標設定による統一的な活動以外に、個々の農業委員会がその地域のニーズあるいは業務量に応じて個性ある重点化を自らの発意によって主体的に進めていく必要があるのではなからうかといったことが、活動の重点化の場合での第1の論点になるのではなからうかと思っております。

それと、 番といたしまして、全国農業会議所を中心といたしまして、農業委員会の

全国的な取り組み目標として、いわゆる農地あるいは土地を、経営者ということで人、これにかかわる地域密着活動を重視してきておりますが、今後、構造改革の加速化あるいは担い手への集団的な農地の集積、新規就農対策、こういったものについて非常に取り組みの強化が求められておまして、こうした地域農業の担い手の経営確立あるいは展開に焦点を当てた取り組みに重点を置いていくことが必要ではないかといったようなことが 番の論点として上げさせていただいております。

5 ページの 番でございます。先ほども出ておりますが、非常に農業の立地条件、賦存条件というものが異なっておりますものですから、農家の意向というのも非常に多様化してきているわけでございます。そうした中で、取り組み対象地域の重点化を図るといった中で、例えば1つは環境に配慮した農地保全のための不法投棄の監視、あるいは都市近郊の場合ですと市民農園とか学童農園の推進、米地帯などになりますと、米をめぐる情勢変化に対応した適正な標準小作料の設定といったようないろいろな取り組みにつきまして、いわゆる実行力を伴った活動を重視していくことが重要ではないかといったようなことが論点として上げられるかと思っております。

それと、 番といたしまして、こうしたいろいろな運動論的な取り組みを農業委員会が行っているわけですが、やはりこの活動につきましても、 の中段以降に書いてありますが、計画、実施、評価、改善ということで、事業評価プロセスみたいなものの実施と、これを通じました取り組みあるいは活動のスクラップ・アンド・ビルド、こういったものを徹底してメリハリをつけた構造政策推進の業務ということが必要になってくるのではなかろうかということも 番で整理させていただいております。

それと、 番でございますが、この活動の中で特に非農業者を含めた地域内の農地、農業等に関する調整・取り組みに係る役割が高まってきているといったようなこと。それと、農業委員会につきましては、行政、市町村、県、あるいは国に対しまして、農民の代表機関ということで意見の公表、あるいは建議、答申、こういった活動が盛り込まれているわけですが、これは実はいま一部の農業委員会にとどまっているといったような状況もございまして、これらの活動の今日的意義について検証を行っていくことが重要ではなかろうかといったことを 番で整理させていただいております。

それと(3)番が他機関との連携あるいはその一体的な取り組みの推進という切り口からの論点の整理でございます。これにつきましては、現状にございますように、いろいろな活動を農業委員会系統組織はやっているわけでございますが、ある意味では非常にダブった部分も実はあるという指摘もございまして。こうした指摘などをいろいろ踏まえますと、論点といたしまして、 番でございますが、農業委員会の活動につきまして、他機関の活動と重複するおそれのある業務を事前に可能な限り調整するといったようなこと、それと現場段階で個別の取り組みを通じまして、実体的な協力関係を構築していく、こういったこと。そして、個々の農村現場におきまして、農業委員会が担う活動分野を明確にしていくことが重要ではないかといったことが論点になるかと思っております。

その際、 番でございますが、農業委員会というものは農業政策を現場に浸透させていただくといったような役割がございまして、その際、やはり認定農業者や集落営農などの地域の担い手との具体的な結びつき、こういったものを強化していくことが重要ではないかというふうに論点として整理させていただいております。

番といたしましては、認定農業者や集落営農以外にも、実は地域に開かれた組織と
いったようなことも一方で求められているというふうに考えておきまして、その際、消
費者団体あるいはNPO、あるいは民間、こういった地域の関係機関・団体との連携・
協力関係を構築するような試み、あるいは取り組みを行うことが重要ではないかという
ことを 番で整理させていただいております。

次が(4)番で情報の受発信力の向上ということでございます。現状では農業委員会
につきましては、いろいろな業務をやっている中で、情報公開といったことを原則とし
ているわけでございますが、その中で論点といたしまして、 番でございますが、地域
の実情に合った施策浸透、こういったものとその課題、要望を農政に反映していくとい
うことから、農業委員につきましては地区担当制、こういったものによりまして情報の
受発信の取り組みを強化していくことが重要ではないかということ。

それと、 番といたしまして、先ほどとも少し重なりますが、関係機関における農地
や担い手に関する各種情報の共有を図っていくことが重要ではないかということ。

それと、 番といたしましては、地域全体の取り組みということで「農業委員会だより」
こういったものが出されているわけでございますが、やはり農業者だけではなく、
消費者、教育関係者、こういった者も含めて地域に対する広範な情報の受発信に努める
ことが重要ではないかといったようなことが 番に掲げさせていただいております。

あとは、IT化に伴いますいろいろな情報提供、こういったものについても重要では
ないかということ を 番で謳わせていただいております。

それと、(5)番でございます。特に今後、議論を深めていただきたいと思ってい
ますものとして、市町村合併でございます。現状でございますように、平成17年3月ま
でに、現在約3,000の市町村を1,000にするといったような目標が掲げられておきまして、
現在、10月段階でございますが、いわゆる地方自治法に基づきます法定協議会というこ
とでかなり合併が現実化してきているといったような協議会が現在128ございまして、
関係市町村518が入って設置されております。今後、いわゆる任意の協議会からの移行
も含めまして、相当な市町村合併の進展が見込まれる中で、農業委員会というのは、1
市町村1農業委員会となっておりますから、この対応といったものをどうしていくのか
といったことが大きな課題というふうに考えております。

論点の一つといたしましては、市町村合併が行われますと、やはり地域農業の振興、
あるいは担い手の経営改善に支援を行っているわけでございますが、それに支障を来さ
ないような配慮をいたしまして、関係機関との調整あるいは助言・指導を行っていくと
ともに、その際、農業委員会の委員定数あるいは事務局体制、活動業務の内容・方法、
こういったものについて見直しを行っていくことが重要ではないかといったものが第1
点の論点でございます。

番といたしましては、市町村合併以外にも実は農協合併も進んでいるわけでござい
ますが、農業委員会というのはいわゆる地域内の農業者の代表、あるいは利益代表とい
ったような側面を有しておりますが、この合併が進められていく中で活動範囲といった
ものが非常に拡大したり、事務局の業務というものが非常に増えていくというふうに考
えられるわけでございます。これにつきまして法律的な活動と組織体制をどのようにし
ていったらいいかということが論点の2つ目として上げさせていただいております。

続きまして(6)の資質の向上でございます。農業委員会業務、非常にいろいろなものに多岐にわたっているわけございまして、法令業務ということで財産権にかかわるような問題、いろいろなものをやっているわけでございます。その中で農業委員会系統組織におきましては、いろいろな研修でありますとか意見交換会、こういったものやられているわけでございますが、論点といたしまして、農業委員の活動範囲というのが広域化するのには必至であるわけでございますが、この際、農業委員に対しましては、土地にかかわる地域の精通者としての資質に加えまして、いろいろな個別施策に関する見識、担い手の視点を重視した地域の取りまとめ能力あるいは行動力が従来以上に重要になるのではないかとといったようなこと。

それと、番といたしましては、委員の資質向上のためには、女性農業委員あるいは認定農業者、こういった方々が農業委員になってきているわけでございますが、こうした点を踏まえまして個別の事業に着目した実践的な研修や農業委員会としての機動的な活動が実施できるような分野ごとの担当制みたいなものを今後考えていく必要があるのではなからうかといったようなことを番として整理させていただいております。

それと(7)番で消費者、地域の視点でございます。農業委員会につきましては、現状でございますように、3分の2がいわゆる選挙される地域の農業者の代表としての選挙委員と、あと3分の1は農協、農業共済組合推薦の理事さん、あるいは市町村議会推薦の学識経験者ということで、3分の2、3分の1といったような割合構成になっているわけでございますが、論点といたしまして、ここでございますように、市民農園、学童農園、あるいは食農教育といったものがいままわれております。さらに、農地転用後の土地利用に見られますように、農地を通じまして消費者あるいは商工関係者、都市住民、地域住民とのかかわりが非常に深まってきておりますが、教育委員会との連携強化をはじめといたしまして、農業委員会が地域とのより広範な関係を築いていくためにはどのような取り組みが求められているのかということが論点になっております。

また、選任委員につきましても、番にございますように、農産物の販売流通、あるいは農業経営、農政につきまして、青年農業者、女性農業者等で農業・農村の活性化について学識経験を有する者の推薦および選任が行われておりますが、これらの範囲について今後どのように考えていくかといったようなことを論点のとして上げております。

続きまして、3番で農業委員会の組織のあり方でございます。これは先ほど視点にございますが、いろいろな指摘がなされている中で、このあり方について、この形態、組織の適正化、効率化、委員の構成、委員の選出方法、財務基盤のあり方、こういったものについてもう一回基本に戻ってご検討いただければというふうに思っております。

8ページでございますが、具体的な論点といたしまして4つほど掲げさせていただいております。

1つは、農業委員会が必置される理由といたしましては、農政上の施策的必要性に依拠しているわけでございますが、分権委員の提言にもありましたように、農業委員会制度はやはり必要だと。ただ、その設置については市町村条例による選択制に移行したらどうかといったようなことを含めました必置規制の撤廃なり大幅緩和といったようなことが提言されておりますが、この農業委員会の必置について、今日的な必要性につきまして検証を行うことが重要ではないかというふうに考えております。

その際、 番でございますが、現在、小規模農地面積の市町村の農業委員会ということで、農業委員会法上、この前もご説明しましたが、内地につきましては90ha以下の市町村については任意の設置になっているわけでございますが、やはりこうした小規模の農業委員会につきましては、統廃合、市町村合併、こういったものが進んできておりますので、市町村の自主的組織権を尊重しつつも、廃止も含めた設置の見直しの取り組みというものが進められておりますが、これらの取り組みにつきまして、やはり行政あるいは系統組織としてさらに促進することが重要ではないかといったようなことが論点の一つとして上げられてくるかと思っております。

それと、 番でございますが、90haがいま一つの基準になっているわけでございますが、これを上回る農業委員会につきましては、市町村におきます農地の賦存量や農地法の法令業務の実態、業務実態というものを精査しながら、必置基準の引き上げや何かについての見直しを検討することが重要ではなからうかと思っております。

につきましては、先ほどの市町村の合併との関係も出てきておりますものですから、この90haのところについての見直しや何かというのが重要ではないかと考えているところでございます。

それと、 番でございますが、ただ、そうした中、農業委員会について統廃合なり合理化というものが必要ではございますが、やはり担い手も広域的な農地の利用集積ということで、自分の住んでいる市町村で農地を集積するということではなくなっております。いろいろな市町村で農地の集積をしたり、あるいは新規就農というものが非常に多くなってきておまして、こうしたものについて一つの市町村ではなかなか受け入れ体制というものが十分でないといったようなこと、あるいは特に近年目立っておりますのが不法投棄の問題でございます。こういった問題につきましては、小規模の農地面積の市町村を中心にいたしまして、広域的な連携のもとに効率的にやろうといったような取り組みがやられておりますが、こうした広域連絡協議会の実体的な取り組みといったものの促進、これが今後非常に重要になってくるのではなからうかと思っております、この点について論点としてまたご議論いただければと思っております。

(3) 番でございますが、組織の適正化・効率化ということで、今年、現状の一番上の でございますが、平成14年7月に農業委員会の統一選挙が行われまして、平成11年の選挙のときの定数に比べまして1,700人、委員の定数が減らされております。それと、委員の定数を、2つ目の でございますと、全体の7割が10人～15人の規模となっておりますが、法定の下限定数である10名というのが法定の下限定数でございますが、これが実は農業委員会全体の3割といったような状況の現状でございます。

こうした現状を踏まえまして、論点といたしましては、地域によっては農業委員の減少に比べて、いわゆる有権者数、農家の減少が非常に大きいといったようなこと、あるいは、一部の農業委員会で選挙委員の現在数が定数を下回っているといったようなことから、地域のそういった実情或いは市町村合併を踏まえて、この定数の削減等の適正化あるいは見直しを進めていくことが重要ではなからうかというふうに考えております。

番といたしまして、先ほど申し上げましたように、農業委員会の3割がいわゆる10人の定数を設定しているわけでございますが、市町村合併が進むということで、大規模な農地面積を有する市町村が誕生する可能性がございますものですから、現在、法定定

数は10人～40人ということとなっておりますが、これを政令で定める現行の規模別の委員定数の基準についての検討を行うことが重要ではないかということ整理させていただいております。

それと、(4)番の委員の構成でございます。先ほど3分の2が選挙委員で、3分の1が選任委員ということでございますが、論点といたしましては、1番にございますように、農業委員へのより幅広い層の参画の可能性について検討をしていく必要があるのではなかろうかということでございます。その際、1番の後ろにございますように、いろいろな関係者がいるかと思っておりますが、これらの範囲とか員数についてどういうふうに考えていったらいいかということ。あとは、女性農業者や担い手の参画を得るための具体的な取り組みについて考えていく必要があるということです。

番でございますが、多様な意見をくみ取ったり、地域農業の担い手を育てるということ考えた場合に、どうも農業委員につきましては高齢化が進んでいるといったような意見もございます。いわゆる定年制の取り組みといったものについて考えるべきではないかという指摘もございますが、これについてどのように考えていくのかといったことでございます。

それと、(5)番の委員の選出方法ということでございます。実はこれはかなり議論があるところでございますが、現状では民主的な代表機関ということでございますので、選挙、いわゆる公選制を行っているわけでございますが、投票の実施率は1割ということになっております。多くの場合は、自薦、他薦の立候補を経て無投票当選ということになっているわけでございますが、この問題につきましては、2つ目の1にございますように、平成12年の農業委員会の研究会の中でも議論されまして、やはり両論に割れたわけでございます。公選制では必ずしもふさわしい人材が得られないので、任命制にしたらどうかといった意見。さはさりながら、(イ)でございますが、代表性を重視するといった観点から、やはり公選制は維持すべきだといったようなこと。あるいは、改めるとしてもやはり地域農業者としての代表性を制度上担保すべきだといったような意見が出されまして、コンセンサスが得られなかったといったような状況があるわけでございます。

論点といたしましては、1番でございますが、現行の推薦の任命制があるわけでございますが、これらの公選制と任命制の員数、範囲のあり方について今後どういうふうに考えていくのか。

あるいは、1番でございますが、市町村長の任命制とした場合の問題点として、地域農業者としての代表性の制度上の担保、こういったものはどのように考えていくかといったようなことが大きな論点になるかと考えているところでございます。

それと、最後でございますが、(6)で財政基盤のあり方でございます。現状にございますように、約6万人おります農業委員の法令業務を適正に行うために、現状の1の中段に書いてございますが、いわゆる農業委員会交付金ということで約130億円ほど毎年度一般会計から支出しているわけでございます。

この約130億円の交付金につきましては、2つ目の1にございますように、従来10分の10の補助金ということでやってきたわけですが、昭和60年度に、補助金から、用途を限定しない交付金ということで、各地域でいろいろなものに使えるといいですか、人

件費に充てられるといったことで、用途を限定しない交付金といったことに移行しておりまして、平成8年度からはこの交付金については計画的に削減をしているといったような現状でございます。

論点といたしましては、 番にございますように、地方分権改革推進会議での事務・事業の在り方に関する見直しの中で、交付金につきましては一般財源化、いわゆる地方の財源になるべきといったような一般財源化、あるいは交付金の交付のあり方について検討を行うべしといったような指摘がされているわけでございます。実は 番の「一方」に書いてございますように、地方分権改革推進会議がこうした意見を提出した地方公共団体にアンケートを行ったところ、一般財源化について実施すべきであるということを考えている地方公共団体と、やはり慎重論を唱える地方公共団体、これがほぼ拮抗していたといったようなことがこの会議の中でも言われているところございまして、こうしたいろいろな諸情勢を踏まえまして、農業委員会の活動を支える財政基盤のあり方についてどのように考えていくかといったようなことが大きな論点となっております。

それと、 番といたしまして、交付金の交付の基準につきましては、いわゆる農業委員会の数あるいは法令業務の数量、こういったものを踏まえて客観的な指標として配ることになっているわけですが、今後、市町村合併なり業務量や何かが変動するわけですが、これらについてどのようにしていったらいいのかという検証が必要ではないかということでございます。

かいつまんだ説明で恐縮でございますが、一応検討事項の中間整理（案）といたしまして資料1を説明させていただきました。

最後に、恐縮でございますが、資料2の48ページをちょっとごらんいただきたいと思います。実はどういうことかと申し上げますと、10月28日に当懇談会があったわけですが、その後、11月1日に経済財政諮問会議で大島大臣が、いわゆる農業委員会、及び農業改良普及事業が実はいろいろと、論点といたしますが、一つの議題にされておりました、これについて農林水産省としての考え方を整理させていただいたものが48ページの表でございます。

われわれといたしましては、改良普及事業と農業委員会をめぐる課題ということで、やはり担い手の育成確保といったものが非常に農林水産省としては今後大事かというふうに考えております。一番左のほうの上でございますが、やはり育成すべき農業経営に対して施策を集中化していくといったようなこと。それと、2つ目の でございますが、そうした中でいろいろな革新的技術あるいは経営方式の普及、担い手への農地の利用集積、こういったものが非常に重要なわけございまして、やはり普及職員なり農業委員会といったものの必置規制なり交付金というものはわれわれとしては必要というふうに考えております。

その際、3つ目の でございますが、いろいろな関係団体との協力関係の構築や何かが非常に大事になっている中で、4つ目の にございますように、合併問題あるいは事業活動の広域化、こういったものが非常に進展しておりまして、組織体制の再編や何か、あるいは効率化を図ることが急務かなというふうに課題としては考えているといったことを、この経済財政諮問会議で述べさせていただいております。

とりわけ、左側の中段にございますように、今まさにやっております米施策の抜本改

革でありますとか、構造改革特区ということで、裸の株式会社を耕作放棄地等の進展している地域で、市町村の賃貸借によって認めるといったような新しい農地の制度などを構築していくわけでございまして、非常にこの点について、農業委員会系統組織の役割というものは非常に重要というふうに考えているわけでございます。

地方分権改革推進会議では、先ほど申し上げましたようないろいろな意見が出ているわけでございますが、こうした中で改革の方向といたしまして、左側の一番下でございまして、農業委員会についてはやはり担い手の経営確立の支援という観点に立った、農地を集約した形での利用集積の促進なり、特区の活用を含めた農業経営の法人化の推進、あるいは耕作放棄地の防止、優良農地の確保といった取り組みを、やはり将来的にもここについては図っていく必要があるといったようなことが重要ということを書かせていただきました。

具体的にどうするんだということで、右の一番下でございまして、当懇談会からも出させていただいておりますが、この論議を踏まえまして、こういったビジョンを効率的に達成するために、スリム化についてはやっていくということで、必置規制についての緩和、あるいは農業委員会定数の削減、あるいは小規模農業委員会の廃止を含む設置の見直し、あるいは広域連携による事務の効率化の推進、そして交付金については計画的な縮減、こういったことについて、スリム化についてはやるということをお島大臣から経済財政諮問会議のほうで公表させていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、この問題、いろいろと問題を含んでおるかと思ひまして、この中間整理（案）の中でいろいろご議論いただければと思っております。

多少長くなりましたが、説明は以上でございまして。

八木座長 それでは、ただいま資料の説明をいただきましたけれども、これをもとに検討を進めてまいりたいと思ひます。進め方としましては、3ページ以降、のところから、1の農業委員会の意義・役割、2の農業委員会の活動のあり方、3の農業委員会の組織のあり方というふうに分けて論点が説明されておりますので、一応そういう区切りで議論を進めてまいったらいかかと思ひます。

最初に、全体的なもの、あるいは先ほどの資料2の説明も含めまして、農業委員会の意義・役割というところに少し話題を絞って皆さんのご意見をいただきたいと思ひます。どなたからでも結構ですので、ご発言いただければと思ひます。それから、資料そのものに対する質問を含めても構いませんので、ご自由にご発言ください。

飛田委員 全般的なといひましようか、私どもの日ごろ感じていることで、農業委員会ともかかわりがあるのではないかと思ひますので、ちょっと述べさせていただきます。

これは消費者だけではなくて、いまわが国の農業の置かれている現状で、WTOの交渉の問題なども実際にそちらでも苦労しておられる方があるわけですが、特にWTOの中などでいわれている環境保全型農業ということとかかわる問題でございまして、以前、私がちょっと資料を見ておりましたときに、環境庁の報告の中で環境ホルモン物質、67物質中の47が農薬であるというご指摘がありました。そして、これはダイオキシン等も含まれているのではないかと思ひますけれども、それによる影響ということにおいては、環境ホルモン物質ですから、例えば生殖機能等のよくいわれる問題もあるんですが、国際ガン研究機構などの疫学調査によりますと、農薬多用地区では低農薬地区に

比べますとやはりガンの発生率が高いというようなデータも出ているようです。

それで、日本の農業がこれから世界の中で競争力を維持しながら、特にいまアメリカとかケアンズグループ等が進めている方針と異なる、EUや日本がやっているような環境保全型の農業ということを諸外国のアジア、その他にも理解していただくためには、やはり農業委員会などにおいても土地をいかに活用していくかということ。

私が申し上げていますことはやや飛躍する面があるのかもしれませんが、消費者の視点から言いますと、そういう国が置かれている状況、自給率を高めていくというような方向性などと目的が合致していなければならないと思われるわけです。

委員の選出などに当たりまして、実は昨日、一昨日と全国消費者大会というのがありましたんですが、そのこの食の分科会で生産者の方と話し合う機会がありました。そうしましたところ、生産者の方が例えばこだわって消毒の回数を減らした果樹をつくっても、出荷すると全部同じように扱われてしまって、自分の苦労した結果が報われないというような流通における問題点をおっしゃいました。またその所属組織に対しては、お金を借りたりする都合上、一定限度、そこで自分たちの出荷を行わなければならないというような、どちらかといいますと、土地の利用を、特に環境保全型で進めていこうと思う人たちが、その方がおっしゃっているには、消毒回数を減らすと周りから、そういうことをしていると来年に影響があるというような言い方をされて、自分の思った方向に進めない、土地利用ができないというようなご発言もあったんです。

そういうことを考え合わせますと、土地の荒廃地、遺棄耕地などの問題ということをお考えつつ、とにかく風通しよく、いま抱えている問題を話し合えるような農業委員会にしていきませんか、そのためにディスカッションができて、いろいろな多様な意見をそこで戦わせることができるような、自由な空気のものにしていくために、スリム化がそれに寄与するのか、あるいは新しい問題は自分たちに合わないとおっしゃるような方がいらっしやるとすれば、高齢者の方がもしそうおっしゃるとすれば、低年齢化が必要なのか。あるいは、女性、その他、若手の意欲を持ってやっておられる方たちがなかなか委員になれないような状況があるとすれば、そういう選出方法なども考えていかなければならないということです。

話を広げてしまって恐縮でございますけれども、基本的な方向性としては、私たち消費者が望む安全な農産物、そしてまた、生産者の方にとっても健康によく、また世界的な視野でも日本の立場を主張し得るような方向と一致したような、そういう形を取らなければ改革と言えないんじゃないかというように実は思っておりました。それで基本的なことで、長くなりましたが述べさせていただきました。以上です。

谷口委員　ちょっと卑近な例で、いま座長の言われました農業委員会の意義・役割ということで、一つの事例ということで、後段、いろいろな部分にも関連しますのでちょっと申し上げたいと思うんですけれども、実は北海道の旭川市、人口36万でして、3年前ですか、中核都市の指定を受けたわけです。実はこの折に、当初から運動公園が非常に少ないということで、第2運動公園を設置するという計画がありまして、たまたまそれに中核都市ということで、防災公園としての性格も織り込んで新たに造成するということが、たまたま白地地域だったんですけれども、40haがこの公園用地の候補地というふうになったわけです。

実は私も含め、私が一番影響が大きいんですけれども、その40haのうち私は15haをそこで、以前は農用地利用増進法、いまは経営基盤強化促進法ということで、昭和58～59年からずっと賃貸してきておりまして、実はその当座、貸し手市場ということもありまして、借りる土地の基盤整備も含めて、私どものところは補助事業での基盤整備というのはなかなか進展しておりませんで、都市近郊ということもありまして、借りた私どもが基盤整備で過去5～6年にわたって700～800万の直営の基盤整備事業をしまして、実は何回か契約を更新しながら賃借を継続してきたという農地に、降ってわいたとは言いませんけれども、そういう計画があったわけです。

実は私どももちょっと判断が甘かったんですけれども、そういうたぐいの自治体の計画はたくさんあって、財政的な理由で立ち消えになるというような過去の事例もいろいろありましたので、正直いって、うわさはいろいろ聞いていたんですけれども、非常に情報収集が甘かったということなんです。実はこの計画の折に農業委員会は、白地地域ということもあったんでしょうけれども、市の農政部局とはいろいろ協議をして、農協にもその旨、きちっと通告したというんですけれども、あくまでも市の用地係は、農業関係者の利益調整は農協がやるものだという判断で、農協に話があって、そこには借地しているわれわれは関係人という扱いをされないで、隠密のうちに実は話が進捗して、私どもが公式にその話を聞いたのは、用地売買の案件を市議会にかけるという1カ月前に実は市の用地係の方から説明を受けたんです。

私はくどくど個別の事情を話をしようとは思わないんですけれども、いまここに農地法等の権利調整機能というのが大きな農業委員会の役割としてあるということで、私どもはそれは承知していたんですけれども、相当農業委員会ともやりとりがあった中で、私どもがきちっと権利を有しているということ把握していたにもかかわらず、関係人であるべき私どもには議会にかかる直前まで具体的な話がなかったということで、市の用地係の手法としては、当事者同士で合意解約という形で権利関係を真っ白にして買収するということがあったらしいんです。

その折に、実は私どもの農業委員さん、地元にもいるんですけど、農協もそうなんですけれども、高齢化して、農地を譲渡するという地主に対する対応は物すごい懇切丁寧だったんですけれども、借地しているわれわれに対してはほとんど権利的な主張もしなかった。なぜなら、私どもは50haぐらい経営しているんですけれども、そこは15haぐらい借地しているんですが、あとの3分の2で多様な経営をしているので、そんなに経営的な影響はないだろうと。

私どもは経営的に影響があるないよりも、現下の農業情勢の中で、じゃあそこで全地、借地で経営した場合に同じような扱いをするのかどうなのかといったときに、いみじくも地元の農業委員さんが、やっぱり地域から選ばれて農協とも濃密なかかわりがある中で、地主さんにどちらかという軸足を移したような農協の対応の中で、そのことを権利として打ち合わせのときにきちっと伝えられなかったというのが実情で、実はいま旭川市と相当大きな、市の農政部を通して問題になっているんです。

それは5カ年計画で買収するというので、いま2年目で、私どもは合意解約したんですけれども、何を言いたいのかといいますと、やっぱり地縁的な中で賃貸借をやっているという関係では、農業委員さんもそうですけど、正直いいまして、こういう担い手

を擁護するような動きがなかなかとれない。枝葉のことはいろいろあるんですけども。

私は、農業委員会のそういう基本的な役割もここで、例えば学識経験者なり、あるいは地域公選でない方で、非常に地域農業を客観的に俯瞰できるという方がもう少しのウエートでいけば、これは土地を借りている関係者は6人ぐらいいるんですけども、40haですから、結構地域農業の中ではウエートの高い地域だったんです。こんな事例も生まれなかったのではないかということで、たまたまいま係争中というわけじゃないんですけど、そういう自分の卑近な例を通じまして、果たしてこの地縁だけの組織でいいのかどうなのかという現実的な疑問を持っております。

このことも一つの事例として皆さんにお話ししまして、私は本質的な機能を全うするためにも、現下の農業情勢下では農業者だけの代表の色合いが濃いような組織でいいかどうかということについては疑問を持っておりますし、そのことについてはまた後段、話をしようと思っておりますけれども、そんな事例がございました。

八木座長 いまのお話は、もうちょっと敷衍して言うと、農業者とはだれかという、そういうところをもっと詰めて議論しなきゃいけない話なのかもしれないし、それから公選制というのは農業者1人1票という投票になるわけですけども、それが本当に代表し得るものなのかどうかということとか、あるいは委員の構成の問題ということで提起いただいたというふうに理解したいと思います。

佐藤委員 農業委員会の中で重要な役割ということで優良農地の確保というのがありますけれども、私はちょっとこれはできているのかなと思うときがあります。例えば、田んぼの中に道路ができると、その道路の両わきは転用できるんです。そんなこともあって、一番優良な農地がそういうことから転用になっている。これは農業委員会に関する法律よりもっと上位法か何かがあってそういうことができるのかなと思いますが、ちょっと意義としてこれを上げるには弱いんじゃないかなと思うんです。この農業委員会の役割の中で優良農地の確保というのは、この辺はどういうふうな法律になっているのか、ちょっと聞きたいと思っておりますけれども、どうも田舎では、いま農家は土地を売りたいという気持ち随分あって、そういうふうになったら、「はい、私もやりますよ」という風潮があるものですから、どんどん優良農地がなくなっているという感じがしますので、この辺はどうでしょうか。

八木座長 中村委員あたり、少し、道路に農地を転用するという。

中村委員 制度の問題だから、ちょっと。

千代島農地業務室長 いまの佐藤委員のお話は、優良農地のど真ん中を国道とか道路とかが走って、道路ができちゃうと、優良農地にかかわらず、両幅が転用されていく。そういう状態のことをおっしゃっていたわけです。これは確かに農業委員会制度に関する法律ではございませんで、むしろ農地法とか、場合によっては都市近郊ですと都市計画法とか、そういったほかの法律に非常に絡んでくることとございます。

農地法だけでいえば、現実的に制度的には国・県道が通りますと、その周辺、両側は原則として転用の許可がおりる確率が非常に高いということは事実でございます。ただ、その場合、もう一つ農振法という法律がございまして、それで農業上どうしても確保せざるを得ないエリアとして設定しますと、そういう場合は転用は原則できないというシステムになっておりますので、きっと状況だけで仮定しますと、道路ができた際に農振

のエリアから離れておりますと転用が出てくるということは制度的には十分考えられます。それを農業委員会が受けられるかということ、ほかの制度ですので、農業委員会の力だけでは不可能です。制度的なことで申しわけありませんが、そういうことになります。中村委員 せっかくご指名をいただきましたので、いまのと関連して、確かに優良農地の守り方で、農地に優良なところは他事業にも優良なんですね、場所としては。したがって、道路の問題もありますけれども、僕らが一般的に聞いていますのは、公共事業の大型転用で困ると。転用そのものも困るし、地域の農業そのものに環境問題を含めて悪影響を与えていくので、そういう問題については今度新しい基本法の中で、470万haをどう守るかという話をもっときちっとやってくれという声はかなり強くあります。いま室長さんがおっしゃったような話、制度が違いますから、その辺は考えていただきたいということはありません。

宮崎委員 私は前回の会議から、論点の4ページの4に書いてありますように、農業委員会の役割については、個性ある地域農政を担うという役割を重視しなければいけないということを主張しておりますけれども、やはり地域農業が振興されないならば、優良農地の確保とか担い手育成というのは生まれてこないわけです。農業委員会の従来からの法令業務としての優良農地の確保や担い手育成というのは、まさに地域の個性ある農業政策と密接に関係しているということであり、その点は重要なことではないかと思っております。

私自身、農業委員会の会長と町長という2つの役割を担っていつているわけで、特に町長としまして、単に町長部局の農政担当だけでは農業政策、実際の現場、農家と結びついた形での農家の実際の要望、取り組みを取り上げて、具体的に政策としてそれを実行していく場合には、やはりどうしても十分な取り組みというのは難しい面があります。

それはなぜかといいますと、やはり食料というのは市町村にとりましても政策の基本でありますし、また国にとっても当然そういう非常に重要な国家政策でもあるわけですので、特に農業につきましてはそういう委員会組織といいますか、農業に対する地域の農業組織というものが別にあっても、必要であると思っております。

後にもつながってきますけれども、そういうことを考えますと、農業政策というのは地域農業政策から、それを集約しますと国の農業政策になっていきますわけで、地域農業政策だけでは国の求める食料自給率の向上であるとか農地の確保についてつながっていかないような結果が集約的に出る場合もあると思います。特に、国の政策というものをそれぞれの市町村が農業政策として受けて反映しなければいけない面も出てくると思いますので、そういう面で国と市町村農業委員会、市町村部局との関係というものはおのずから考えなきゃいけないことじゃないか。

だから、すべて地方分権の流れなりで、農業政策も一般財源の中で市町村だけでやりなさいというのは、ちょっと違うんじゃないかなと。農業政策、対外的な食料安保という言葉でありますような食料政策を考えた場合には、ほかのいろいろな施策と食料の問題に結びつく農業政策というのは違った考え方をしなければいけないと思っております。八木座長 話題からこの3つに分けたんですけれども、それだけに固定するとなかなか発言しにくいと思いますので、多少そういうところに少しウエートをかけた形で、全体的な意見でも結構ですので、ご発言いただければと思います。

西川委員 いまご意見がございましたけれども、1番目の農業委員会の必置の検証が重要だという件でございますが、先ほど来話が出ておりますように、農地転用の問題で、農地転用の許可をしますと、農地転用されたところから波及的に排水が隣接農地に流れて悪影響を及ぼすことになって苦情も出てくることから、やはり農業委員会の農地転用に対する規制については、土地改良区としてもこの農地転用を認めることに意見を出す、また同意するということがあります。

そのときに、先ほどありました地縁がらみで、農地転用したいという方が来られますと、それはある程度の法的な条件が整っておれば、農振法の白地だったら認められますので、それは認めないということはなかなか言えません。やはりもう少し農地転用の許可について、優良農地を今後とも継続して守っていくというような立場に立ちますと、ただ単にいま農地をなくすという話では、今まで2000年続いてきた重要な農地がつぶれてしまう。それを短期的な判断でするのが、本当にこの日本の農地を守ることになるのかと考えると、これは大変重要な問題を意味するというように私は土地改良の立場で思っております。

われわれは、やはり圃場整備した甲種農地である優良な農地は、地域住民の強い要望の公共事業などは別でございますけれども、農地を潰すことはよほど考えねばならないのではないかと。ある程度強い規制をしなければならないということを思います。

また、転用許可されても、転用目的と違う転用がされて悪影響を及ぼしていくということも目で見ております。いろいろ企業活動とか経済活動が活発で、その方の立場、立場がございますので、思わぬことも派生しており、農民、農地が守られない現状を考えますと、やはり農地法はもう少し厳しい立場を取っていただきたいと思っております。

それから2つ目の市町村との関係ですけれども、市町村と農業委員会でございます。ここに書いておりますように、最近では農業経営基盤強化促進法によります利用権の設定、いわゆる農地法3条の権利移転ではなしに、そちらのほうでかなり担い手を中心として農地の転貸が動いているというような実態であると把握しております。先ほどご意見がございましたけれども、私も同じ意見でございます、やはり市町村は市町村、農業委員会は農業委員会として、農業委員会は農業者の代表としての立場を崩していただきたいというのが私の意見でございます。市町村と農業委員会事務局が統合してしまつて、農民の声が行政に届いていかないことになることも心配されるところです。

佐野委員 私、農業委員で一言申し上げたいと思います。私もこの委員に拝命いただいて、自分たちの役割をずっと考えてみました。これは私なりの構想でありまして、これを村に帰ってまた言わないでここで発表するということは、「あんた、中央でだけ話をしているのか」となるかと思っておりますけれども、私はいまここに農業委員会が立たされているところで、じゃあ農業委員の役割はどうあるべきかと物すごく考えさせていただきました。

いま現状で、農業者が少なくなっている。また、高齢化になっている。そういう現状の中で、5年後、10年後、あるいは15年後を考えましたときに、担い手をどのくらい維持できるんだろうか。そしてまた、農業を経営していくには、規模の中で農機具、機械なども購入、その更新の時期もあるだろう。その更新の時期になって、どれだけそれを更新していける担い手がいるんだろうか。そういうことを考えていきますと、農業経営

基盤強化促進法ですか、これに基づいた農地の集積が必要であろう。そして担い手育成が必要であろうと考えました。

それで、私はやはり農業委員が見えないという批判がある。何の仕事をしているのか見えないという批判がある。これを考えますと、やはり私たちにも至らないところがあったと思います。これからは、こういう基盤法などに基づいて、農業委員が旗振りをするためには、いままでは縦割りのシステムであったと思います。しかし、これは横のつながりで、例えば委員、それから行政、JA、そして教育委員会なり、あるいは商工会なり、地域を全部、どのような人たちもひっくるめて、みんなでかかわって考えていかなくちゃいけないんじゃないだろうかと思います。

それで私も、1年ぐらいはかかるだろうと思いますけれども、とりあえず村に帰って、今後の方策といたしまして、まずはみんな何をしたらいいかわからない。そのためには勉強会を開くべきだと思います。1つは、保有者と経営者、これが別に考える。しかし、現状では所有者イコールわが家の財産はずっと維持していかなくちゃいけないという昔からの考えがございます。そういうところを切り離すためにも、まず勉強していかなくちゃいけない。そして、意識を改革するためにはみんなで、農業者だけではやっていけない。みんなで、商工会も消費者もみんなで本当の農業のあり方を考えていく。自分たちのことなんだという考え方で取り組んでやっていかなくちゃいけないだろうということでは進めていきたいと思います。

その中で、子供たちの食の教育なんかも必要であろうし、それから消費者にわかっていただけるような、また理解していただけるような、共有するものを持って取り組んで、勉強会をもとに、農地の集積、そして担い手のあり方をこれから検討していきたいなというふうに考えております。

農業委員、その他ですけれども、農業委員会の公選、先ほどの資料にございましたけれども、これも私は公選で選ばれて3期目でございます。いままでずっと、飯舘村、そして飯舘村外、いろいろなところで、あるいは全国各地、結構歩かせていただいているんですが、その中で見えてきたものは、そんなことを言って失礼ですけども、公選で選ばれた委員と推薦の委員さん、その人たちの意識が違うなということを感じています。公選の方は確かに、なかなか地域の中で難しいながらも、自分は農業委員としてお役に立ちたい、農業に対する根性を燃やしたいという意識で、皆さんにお願いして、農業委員をさせてください、頑張りますと、そういう思いで公選で出ているわけなんですね。ところが、これは本当に語弊があるかと思いますがけれども、一般的にそうでない委員さんたちは、自分たちはやりたくはないんだけれども、仕方なく、頼まれたから受けているんだよという意識が見え隠れしているんです。そんなところで、やはり公選は本当に自分たちの現場では、公選でなくて、どちらかという行政あたりから選んでもらったほうが楽かもわかりませんが、自分たちの意識を維持していくためには、やはり公選が必要だろうと思っております。

それから、もちろん交付金のこともそうだと思います。これもやはり一般財源化したならば、裕福な地域はそれで賄っていけると思います。しかし、交付金でやっているところはどうなのでしょう。維持していけるのでしょうか。そういうことを考えますと、一農業委員としてこれは本当に大切な問題だと思います。

以上、こんなところでございます。

西岡首席企画官 先ほどのご指摘の中で、横紙の資料にちょっと追加した資料がございまして、9ページと10ページにいま佐野委員からご指摘のあった、いわゆる連携、一体的な取り組みの事例として、9ページ、これは町に営農センターを設けて、そこにJAとか関係機関が張って、窓口共通化的なことも含めてやっている事例と、10ページはまさしく商工会なりと連携して地域との、むしろ農業界外との地域総合的な交流をやるケースと、14ページ、これは商工会の方を選任委員として入れて、むしろ商工会との連携というような形で、これはかなり都市近郊ですので、都市的な機関の連携というケースで、これは全国的に見ると非常に珍しいケースだと思いますが、そういう動きもあるということです。

八木座長 話題のほうは、活動のあり方とか組織のほうまで議論が入ってきておりますので、あわせていただいでご発言いただきたいと思います。

長委員 福岡でございませけれども、私ども農業共済の関係でございませけれども、前回から出されておりますいろいろな件につきまして、各農業団体の連携がどうなっているのかということにつきまして、それぞれ中央会、それから普及所、農業委員会の代表あたりと話をしてきたんですが、いま福岡県でも非常に農業委員会が活発に活動されているというか、その地域を見ても、いま建議がなされているところが12市町村でございます。

その中で非常に活発にやっているのは、いま都市化と農村が半々のような地帯なんですけれども、そこでは毎年1回、農業委員会が中心になりまして、市長をはじめ市の幹部、農政懇談会というのがございませ。それから大学、民間企業、JA、そういうふうな人たちと、これからの農業をどうするか。非常に園芸地帯でもあるわけなんですけれども、能力開発推進機構というのを設置いたしまして、地域の農業をどうするかということについて、いろいろな施策がいまなされております。その中でも特に、ここでは中央会から一切農業団体が参画いたしまして、農業の今後の方向づけをしているということでございませ。

一つは、先ほどから消費者に見えないという意見がございませけれども、これにつきましてそれぞれ、非常に農地が荒廃してきている。特に都市近郊におきまして、セイタカアワダチソウが生えて、いろいろな形で環境が悪い。そういうところにおきまして、農業委員会の人たちが中心になって、その美観をよくしようではないかという形で、秋はコスモス、春には菜の花、こういうものをずっと植えたりして、地域に非常に喜ばれている。そういうことが農業委員会としての活動の中で活発化してきておりまして、消費者、地域の住民からも非常に喜ばれている。そういう実態が一つございませ。

そういう中でも、一つは学校もそれに参画をいたしまして、この中にも出ておりますように、教育委員会あたりも入ってそれに協力している。それが一つの、これは美観、都市化の中でのそういうふうな運動の展開が農業委員会の中で行われております。事例としてそういういろいろな資料を集めてきまして、写真を撮ったり、広報の関係については農業委員会も一緒にやっているという形でございませ。

もう一つ、福岡市はど真ん中でございませけれども、ここでも農業委員会がそれぞれ地区の農業委員を集めて、いろいろな市との折衝をやっております。そこには税制の問

題から金融、事業をする場合の借入金の問題、それから年金に対する問題、そういう関係につきましても執行機関としての機能を有するという事で、これは農業委員会が市のほうに要請いたしまして、そういう事業の取り組みをやっております。

そういう中で農業委員の役目、それが新たな展開をしてきているということがありまして、事例として申し上げました。

飛田委員 先ほど私の基本的な希望のようなことを述べさせていただいたんですが、決して国から、上から言われたことをそのままやっていただければいいという意味合いで申し上げたわけではないんです。常に全体の動きの中で、ということは消費者の声も聞いていただきたいということにも通ずるのかもしれませんが、農業をやっておられる方のお話をお伺いしますと、これから先、代々続けていくためにはやっぱり売れる農業をやらなきゃならないということを大体の方がおっしゃるんですが、売れるものというのは、いまのこういう時期ですと、やはり安全性についての一定のトレーサビリティといましようか、保証のある、記録がきちっと管理されているとか、しっかりした視点を持った仕事をしておられる方が伸びていっていただけるような状況でない、やはり長続きはしないんじゃないかという気もするわけです。

ですので、いま各地域によってさまざまな形、商工会の方と組んでなさるとか、取り組みをされているところは、積極的なところはその独自性を発揮していただいて、その地域に合った産品をより伸ばして行って、その地域の、地産地消という言葉がありますが、まず地域の方たちに喜んで消費してもらえようというものはどういう営農であるか、土地利用であるかということなども調査をするとか、独自性をしっかり維持していただきながらやっていただく必要があると思っております。

先ほどのご発言の中に、嫌々選ばれたというような方もおられるという話をお伺いしますが、消費者の立場から言わせていただきますと、実は昨日もちっと稲作の問題で大臣にお目にかかったんですけれども、ほかの消費者からも出ておりましたけれども、生産者に対する支援というのは大変大きくて、手取り足取り、物すごいお金が使われているけれども、消費者に対しては非常に予算は冷たいという声が出ておりました。そんなやる気のない方にお金を支払うということは、このようないまの日本の情勢の中においては、まずそういうところから削減しなければなりませんので、意欲のある方が仕事をしていただけるような、そういう選出方法はぜひともやっていただきたいと思います。

そして、人数を確保しなければならないということに関しましても、一定の人数がもちろん必要なことはわかりますが、しっかりした討議ができる体制というのも必要でして、多ければ多いほどいいというわけでもないですし、適材適所で、やる気のある方に委員になっていただくということがこれから先問われているんじゃないかと思います。地域によって全く必要性がないというところは、それは状況をよく把握しなければいけないと思いますが、全く地域的に必要がないような状況であって、他の行政のところでは、肩代わりしてもらったほうがいいんじゃないかというような、農地が少ないようなところについては、そういう方向づけもいいと思いますので、多様化の方向に進んでいく必要があるんじゃないかというように、お話を伺いしながら感じる次第でございます。

それで、土地利用ということは、大切な食を守るということももちろんですけれども、いま大変環境破壊ということが問題になってきておりますので、そういうことについて

農業委員会の皆さんが非常に努力してくださっているということは、そこにいる生活者の皆さんにとってもとても重要なことでありますから、そういう問題については議論を大きく広めていかないと、特定の営利目的で進出してこられる方のためにだけ土地があるわけでもないですし、地主さんは優先的な権利を持つと思いますが、環境づくりは地域社会のみんなに開かれなければならないものだと思いますので、そういう視点でもって、そういうふうな前向きの議論に入ってもらえる人をどのように選出するかということも視野に入れていただいて、ただ単に開発すればいいというような方向に流されない、地域の特性を生かした農業ということをお願いしたいと思っております。

児島委員 私、行政側としまして、たまたま農業委員会、農政課に在職した経緯がございますので、その内容について、いま佐野委員さんからのお話でございますけれども、農業委員会としての役割というのは大変いま現在厳しい状況にあります。たまたまさいたま市は平成13年5月に3市が合併しまして、1年間だけ農業委員が合併特例法によりまして68名、公選が。そういう形で1年間はその68名であったわけですが、ことしの4月ですか、選挙がございまして今回、合併後は30名という形になったわけがございます。いままでかなり広い、3市の農業委員が68名で行っていたものが今度は30名になるということになりますと、担当制を持っていままでやっていたんですけれども、なお幅広くなってくるということで、農業委員にかかる活動というのはいままで以上に厳しい。

また、さいたま市は市街化区域と調整区域がございまして、東京から30キロ圏内という形で大変都市化が進んでいるところでございまして、農業委員、また先ほど言った法令的な業務につきましてはかなり多くなっている。

簡単にお話ししますと、農地法の関係で処理されている件数が、これは13年度なんですけれども、1460件ございます。これは農地法の3条、4条、5条、届け出も許可もそうなんです、そのほかに証明事務、要するに農家証明だとか、それと基本台帳の証明だとか、地目変更の関係、転用の関係、それから生産緑地にかかわる農業従事者証明だとか、また相続税の適格者証明、それを含めると、たまたまこれで660件ぐらいの年間の処理件数がございます。

そして、その中で農業委員さんというのはどういう活動をしているかというと、さいたま市については農地部会という部会を設けてございます。それとあと一つ、農政部会というのがございます。それで、委員はどちらかに属するということになってはいますが、農地部会の場合については、事前に地区審議会を開き、この地区審議会というのは、部会の前に各地区で集まっていたいて、農地法の関係案件について事前審査するという形をとっているものですが、その後農地部会の中で各地区担当委員の方々に報告してもらいながら都合2回審査していただくというような形になっております。それを含めると、全部で農業委員さんというのは年間に103日ぐらい働いているということで、それについて、先ほども指摘があったように、不法投棄の関係だとか違反だとか、それからさいたま市には見沼という区域がございまして、あれにつきましては畑、田んぼ、土地改良が終わったところがございますけれども、やはり佐野委員さんが言ったように、あと5年、10年たったら、どなたが耕作するだろうかというような、どこもそうなんですけれども、後継者がいない、従事者がいない。または、今後つくるかということ

もかなり難しくなっている場所として、不法投棄等がだいぶ多くなっている。そういうパトロール等も行っているという状況がございます。

また、さいたま市は合併しまして農協が25ございますけれども、その中で支部長さんというのが、農協の関係で支部長が300人いらっしゃいますけれども、それを農業委員の補助員という形で会長が委嘱をしまして、早くいえば農業委員の下になっていただいで働いていただける。それについては農地法の84条だとか、または作付だとか、そういう状況の中で配布をしていただいたり、回収をしていただいたり、また協力いただくのは水田農業の関係の現地確認だとか、そういうような形もいろいろいま市とタイアップしながらやっている。ですから、その中で含めると、かなり多いウエートを示しているのかなと。

また、農業委員補助員につきましても、先ほど言った基本台帳の説明会だとか受領会だとか、それから選挙人名簿の関係の登載の申請書を配っていただくとか、さいたま市では「農業委員だより」というのを配布しておりますので、その情報紙を補助員さんにお配りしていただいている。そういうことで、いろいろと補助員さんにもやっていただいているという形で、農業委員と補助員が一体となった形で活動しているということでございます。

その中で、いまお話があったように、農業委員ということでもやはり担当制がありますから、かなり厳しい状況でいま動いているわけでございますけれども、これをある程度は農業委員会、または農地、農業者が減っているわけですから、若干の見直しはやむを得ないのかなという形はするんですけれども、極端に、先ほどお話がありましたように、市町村に農業委員会の役割をとというようなことになりますと大変厳しいのかなと。また、内容的にも煩雑になる。やはり農業委員は農業委員の立場として活躍いただいでいる状況ですので、それだけの意欲ある農業委員という形でやっていただいておりますので、いいのかなと。

また、先ほどもお話があったように、農業委員さんもある程度年齢がどんどん上がってまいりますので、若い方、認定農業者、女性の方が入れるような選出方法を十分考えたほうがよろしいのかなとは考えております。また、さいたま市の農業委員会としては、市の農政とタイアップしながら、先ほどお話がありました遊休農地の解消方策、それらにつきましても検討しながら、やれる方にコスモスをつくっていただくとか、夏にはヒマワリをつくってもらうとか、いろいろな方策をしながら遊休農地の解消をしているということでございます。

今後もこの見直しの中で、どうしても必置基準の引き上げというのはやむを得ないのかなという感じはしますけれども、やはり農業委員会の定数だとか、農業委員会の設置について、市町村の状況によって緩和する必要性も出てくるのかなという私ども行政側としての考え方がありますので、ひとつその点で慎重な考え方で臨んでいただければというふうに考えております。

以上でございます。

今井委員 先ほど公選と推薦ということでお話が出ていましたけれども、飛田委員のおっしゃる意味は非常によくわかるんですけれども、いままで農村で活動してきた女性というのは、なかなか日の目を見ないというか、ただ働くだけの女性というのが多かった

わけですけれども、最近やっとそういう表に出て発言する、活動するという女性が増えましたけれども、まだまだ公共のところに出て自分の考えをちゃんと発言するという機会が、経験が不足している女性が多いわけですから、できれば大きな気持ちでいいですか、最初はやっぱり勧められてなったとか、自分の意思ではないけれども、推薦されたのでなったという方は多いとは思うんですけれども、やっぱりそういう経験する機会を大いに与えていただいて、長い目で見ていただきたいなと思うんです。まだまだ女性というのは謙虚な方が多くて、「私みたいな者が」ということでおっしゃる方が結構いらっしゃいますけれども、その点、長く見ていただいて、絶対これからの農業情勢にはそういった女性も気づいて、活発な活動をされると思いますので、その点、よろしくお願ひしたいなと思うんです。

あと、普及センター、資料の48ページの表の説明をしていただきましたけれども、私、ここで普及事業と農業委員の活動が一緒になっているということにちょっと不満といたしますか、なんでこういう表現がされているのだろうということを説明を受けたときに思いました。これはちょっと別な組み立て方というか、別にしてほしい。

というのは、普及事業というのはもっと中身の濃いといいますか、すごい評価しているんです。前回にもちょっと発言したんですけれども、普及センターというのは最終的には地方分権の改革が進んで、結局は廃止とか、あり方の抜本の見直しというふうな方向でいくような格好ですけれども、いままでの普及センターというのは本当に、例えば私もそうだったんですけど、農業の経験のない者が農家へ嫁いで農業をやったときに、最初から育成といいますか、指導をして育ててきてくれて、それで地域に戻って活動するところまで、継続的な支援をずっとやってきてくれているところです。でも、農業委員会というのはそうじゃない。そうあるべきなのかもしれませんが、現実にはそうじゃなくて、そういった地域に活動できるような態勢になった女性に対して、いま評価が出て、女性も農業委員にというふうになってはいますけれども、それまで支援をし続けてくれた普及センターと農業委員会のあり方というのは、ちょっと私としてはこの表現の仕方というのが.....。

八木座長 いま農業普及員のあり方に関する検討会というのが別にありまして、西岡さんのほうからちょっと。

西岡首席企画官 これは便宜的に一枚のペーパーにしておりますが、本来は別葉だったものなんです、端的に言いますと、大臣が短い時間の中で説明できるような最低限の組み合わせという視点で、中身的に共通しない部分を1枚にしてつくったものです。そういう意味では、おっしゃられるように、それぞれ観点が違います。役割、法令業務とか違うんですけれども、あくまでも便宜的に1枚にせざるを得なかったということです。われわれも一緒に議論したいという趣旨で一枚にしたものではなかったものです。

今井委員 そういうことであれば。

西岡首席企画官 ただ、経済財政諮問会議のほうで、端的にいうと、いわゆる農業委員6万人、普及組織1万人、多過ぎ論的な、いわゆる効率性議論からの指摘として、まず地方行政なり実施機関としての位置づけについての議論という観点があったものですから、そこはちょっとひとかたまりで整理せざるを得なかったということです。

われわれも当然違う役割を果たしているという認識ではありますし、そこは資料で今

回も、先ほどのペーパーの追加していますが、一応役割の違いなりは11ページのところに「農業委員会と地方公共団体、他団体との関係」ということで1枚、表で整理したものがございます。基本的には技術とか、普及はかなり担い手なり、それに対しての密着指導ということと、農業委員会は基本的に農地から入っていくというアプローチの違いという意味での整理はなされております。ただ、簿記とかいろいろ業務的にいろいろなルートからされているという実態もあるということです。

岩崎委員 いまの議論の関係から先にお話しさせていただきたいんですが、先ほど佐野委員がおっしゃった公選と選任委員の関係ですけれども、あのお話のストーリーというか、流れは、いま大きな議論の中で選任委員をどんどん積極的に入れて、いろいろな議論の活性化を図るべきだという大きな要請があるわけですね。でも、むしろ佐野委員は公選委員だって、むしろ地域の農業者から推された公選委員だって、非常に意識化が図られて、積極的に地域のことを考えようという意識の高まりが見られると。一方で選任委員は、何か最初は嫌々やっている、そんな様子もあるんですよとお話の中で言われたことであって、公選委員一般が嫌々やっているというストーリーではなかったということを確認したいんですね。

佐野委員 そんなことは思っておりません。

岩崎委員 いま今井委員がおっしゃった選任委員も必要なんだというのも、私もいろいろ農家の女性たちの様子を見ていますと、最初は選任委員だったけれども、それが次第にその活動が認められて公選に踏み出したと。そこでまたより意識が活発化されて、非常に具体的な活性された活動に発展していった。そういう様子をあちこちで見取りますので、その辺はちょっと確認しておきたいと思いました。

それと、いま今井委員がおっしゃった普及センターとのかかわりも、私も非常に違和感を持っておりまして、普及センターと農業委員というのはそもそも全く違う組織であると。普及センターというのは基本的には県の組織であって、担い手育成であるとか、それこそ環境保全型農業の推進であるとか、そういったことを指導する機関である。その指導を担当するのは県の職員なんですよね。農業委員会も同じように担い手育成であるとか環境保全型農業の推進であるとか多面的な地域づくりの活動をされているわけですけれども、農業委員は県の職員ではない。雇われている人ではない。むしろその地域で農業を実際に実践されている農業者の方たちの自主管理組織である。ここをしっかりと確認すべきなんじゃないかならうかというふうに思っております。

八木座長 岩崎委員、先ほどちょっと今井委員からの発言で整理いたしましたけれども、48ページの資料は農業委員会のところだけ見ていただきたいということです。

岩崎委員 もちろん。この後の議論につながっていくわけです。

八木座長 経緯がありまして一緒に同列になっていきますけれども、この場では普及事業については話をしないことになっておりますので。

岩崎委員 そういう意味で、私が言いたいのはこの後なんですが、いろいろ例えば担い手普及にしても、さまざまな地域活動、地域づくり、農業の多面的機能の発揮にしても、農業委員会だけではなくて、普及センターもやってるし、農協もやってるし、市町村もやっている。であるから、農業委員会の独自性というものは薄れているんじゃないかという議論が一方であるわけですね。そういうことから考えると、むしろ私は農業委員

会の独自性というのは農業者が自発的に組織している自主管理組織であるということにその独自性があるんだと。その意味は、非常に現代的意義というんでしょうか、農業委員会の役割と意義という点では非常に重要であると考えております。

先ほど宮崎委員もおっしゃいましたことに私は非常に同感するんですが、先ほど来の議論を聞いておりますと、どうもいまの農業委員会は理念としては優良農地の確保、優良農地を守る、農地の番人という制度上の理念ではいるんだけど、その自主的な運営を見ると、どうも地主の集団であって、本来の公共的な農地の維持ということに十分な役割を果たしていない。どうも地縁的な関係で転用なんかも甘いし、必ずしも優良農地をしっかりと守っていかうという役割を果たしていないという批判があったように思います。そこからむしろ、任命制であるとか、地域外の選任委員の拡張をすべきだという議論が出てきているわけです。

私はこれは、こういうふうになってしまったのは農業者のせいなのかということ、非常にプリミティブなあれなんですけれども、農業者のせいなのかと考えると、農地を転用したい、農地を売りたい、農地を手放したいと思うのは、それは政策がないからなんです。農業政策というんでしょうか、将来も自分が安心して農業を継続できるだけのビジョンがないから、農地を持っていてもしょうがない。農地を持っていても、農業で生活を維持できるだけの所得が得られる見通しが無い。だから農地を手放したい。そう思うのはあたりまえなんです。ですから、農業委員会の、この論点にも書いてありますけれども、農地管理の機関としての側面と政策の推進機関としての側面、この二面性と一体性というのは非常に重要だと思っています。

前回の議論でもありましたが、これは佐野委員であるとか宮崎委員がおっしゃった議論だと思うんですけれども、むしろ農政のボトムアップの必要性という言葉が出てきたように思います。そういった農政のボトムアップ、地域の特性に応じてみずから政策をつくり出していく、そういう必要性がいまこそあるんだという議論があった中で、そこで農業委員会の必要性ということが指摘されていたように思います。

そういうことから言いますと、まさに農業を将来的にこれから20年、30年先にも農地・農業に責任を持ってやっていただくのは消費者ではなくて農業者なんです。その農業者の方たちが自発的に農政を形成していく。そこにさまざまな普及センターなり市町村なり農協なり、そういった横の連携をしっかりと強めていく。そういう意味で、政策をきちっとつくっていく。それと合わせて、車の両輪として優良農地をしっかりと守っていく。そういう位置づけが欠かせないのではないかと。どっちかが外れても、それは全く意味がないし、いまのところ農業委員会に対する批判というのは政策がないから、それに尽きるんじゃないかと思っています。

そういう意味でいきますと、農業者の自主管理組織である自主管理型の行政委員会であるという組織の重要性というのは、これからますます高まっていく、強まっていくということがいえると思うんですが、その役割にふさわしい組織の内実をこれからつくるべきだと思っています。

確かに、私もいろいろ各地の農家調査をさせていただきますときに農業委員会にあいさつに行くんですが、農業委員会の活動が見えないという指摘がありましたけれども、物理的にもなかなか見えないんですよ、市町村の中で。何かいつも片隅のほうに置か

れていて、肩身が狭いところに押し込まれているような印象がありまして、非常にこれから重要性を増す、規制緩和であるとか、多様な担い手の産業であるとか、あるいは構造改革特区の取り組みなんかもある中で、農業委員会の関与というものが非常に重要になってくるのであるから、それにふさわしいだけの内実をつくっていかなくちゃいけない。

それはもちろん、農業者側の努力、本当にやる気のある人、単に地縁関係に流されないような将来的なビジョンを持っている人、そういう人たちをどんどん地域から出していこうという農業者側の努力も必要だし、行政側の支援も当然必要になってくる。もっとも農業委員会は頑張っていて、頑張っていてといっても、それに見合うだけの対応というんでしょうか、例えば時間にしたら、農業委員会に出ていくのに月1回であるとはいえ、なかなか働き盛りの若い青年農業者は出ていけないなんていう問題もあるわけです。その辺をどういうふうにフォローしていけるのか。あるいは、いろいろな活動をするためにどのような横のネットワークづくりを関係機関は支援できるのか。そういう視点からの議論というものが非常に必要になってきているというふうに私は考えます。

以上です。

谷口委員 岩崎さんの議論に共鳴もしますし、またちょっと反論というんじゃなくて、ちょっと視点が違うんですけども、実は私、農業委員会の役割の説明を受けたときから非常に違和感があるんですけども、実は北海道ということにとらえているんですが、農業委員の役割というのは、いま言うように、ある意味では地域の現場に即した対応というんですか、特にこれから構造改革推進ということで、いま政策がなかったからだという事なんですけれども、私のとらえ方は、片一方で「食」と「農」の再生プランに代表されるように、施策が円滑に遂行されるという前提で議論をしたいんですけども、私は農業委員の役割を担っていくときに、実は相当有能な人でなかったら農業委員はやれないというのが直感なんです。これだけ広範な仕事を、いま岩崎委員が言われるように、きちっとした展開をしていくとなったら、これはある意味ではスーパーマンでなければできない。

これは現場の知恵が必要だと思うんですけども、この間も申し上げたんですが、農業経営者がいま少数派という時代背景の中で、いろいろな組織が重複した機能を、ある意味では調整しない中で組織的な議論だけ深めていっても、関連性も見えないですし、農村の抱えている問題もよく認識できなくなってくると思うんです。私は基本的には重複する機能は、さっきどこだかの市町村の事例がありましたけれども、もっと地域の知恵で、農協なり土地改良区なり農業委員会なり、あるいは自主的ないろいろな組織がありますよね。そういうものの中で役割をもう少し、重複したらだめだとは言いませんけれども、整理する必要があるんじゃないかなということが1つなんです。

私ども、北海道で大規模経営をやっていまして、実は農業経営を片一方で展開しながら、これだけ広範な役割を果たしていくというのはまず不可能に近い。そういう役割がある程度調整しながら、その中で例えば農業委員会の仕事をもう少し明確にして、さらにその中で、先ほどちょっと話がありましたけれども、農業委員会にも農地委員会あり、農政委員会ありということなんですけども、もっと分担制にして、それで岩崎委員の言うように、多分私ども農業法人会議でいろいろな経営的な問題をとらえていますけれども、

もっともっと、私どもが意識する以上に急激な変化の中で、どうやって現場の農業経営を展開していくかということの緊急性、必要性を地元の農業者、特に意欲のある担い手、女性に啓蒙していくという仕事がいま非常に大きい農業委員の役割だと思うんです。

でも、これも農業委員会組織はどういう研修教育の仕組みを取っているかわかりませんが、相当外部との情報収集、あるいは違ったものとの交わりという訓練がなければ、恐らく啓蒙なんていうのはなかなかできないことだと思うんで、もとへ戻りますけれども、もう少し重複している仕事を分担して、例えば市町村レベルで、何というんですか、アグリサポート委員会みたいなものの中で役割分担していかないと、いまの農家経営体の減少という中で、かつてのような組織を同じ機能を持たせて存続するというのは非常に難しいということを専門経営の立場でも感じるわけです。

よくプロ農家にも農業委員として参画してほしいとか、いろいろな場面で言われます。女性の参画、プロ農家の参画、いろいろな経営展開している、多様な経営展開している人の参画、どういう場面でも要請されるんですけど、それらもやっぱり役割分担しないと多分機能していかないんじゃないかなと思います。

ちょっと岩崎さんの発言に対する感想も含めて、そんなふうに思います。八木座長 恐らく次回、具体的な農業委員会のお話を伺いながら、また先ほどの児島委員のお話、大変具体的な話で、そういうことを少したき台にしながら、また議論を進めることになるかと思っています。

福田委員 私は主に青年農業者の経営相談或いは指導を行っています。

ところで、農業委員会制度ができて51年経過したわけですね。前回資料をいただき、組織は選挙委員と選任委員とで成り立っているが、選挙委員と名がついているのに、投票実施委員会の割合がたった1割しかないのにまずびっくりしました。私はせめて3割か5割ぐらいはあるだろうと思っていましたのに。

次に、昭和55年と平成12年の統計資料を見ましたところ、選挙委員数の伸び率は100が92になっており、そして選任委員数の方は83になっている。私は選任委員数の減少が低いと思っていたら、逆に高くなってアンバランスになってきている。一体この大変な時代、国際化の時代に、危機感があるのかどうか、根本問題。

それから平成14年の認定農業者数が8,322人とぼんと数字が出ている。もとは認定農業者というものはなかったからでしょうが。ところが、認定農業者とは法人を含みますのに、認定農業者の中に法人の役員だとか、出資者、株主が何人いるのか、全然統計がありません。これからは法人化とさげばれているのに、法人の経営者が何人いるのか全然わからない。もしこれがわかっていたら人数をお知らせ願いたいんですが。

それと、39歳未満が1%に満たないのも驚きですね。一体これはどうなっているのだと。これも根本問題です。

外からの苦言みたいな、あるいは所感みたいになりましたが、ひとつお調べ願いたいと思います。

八木座長 資料の点はどうですか。

西岡首席企画官 法人の委員がいるかどうかはちょっと把握しておりませんので、調査できるかどうか、そういう統計になっていないものですから。認定農業者については、いわゆる農業委員会系統組織としても若手なり認定農業者という形で調査して、今回初

めてそういう数字が上がってきたんですが、ある意味では法人というような切り口で入ってきていないものですから、ちょっと数字的に入っていないんですけれども。

福田委員 ぜひこれから調査をお願いしたいと思います。これから農業を担っていくのはやっぱり法人が主体になってくると思います。株式会社化も進んできたわけですので、それと青年の経営者、そういう切り口もぜひお願いしたいと思います。

谷口委員 いまのに関連してですけれども、議会推薦で議員がみずからなっているというのはどれくらいかわかりますか。後でもいいですし。

西岡首席企画官 整理しているものがあると思いますので、後程調べてみます。

八木座長 次回にでも、もし追加で資料みたいながありましたら出していただきたい。

西岡首席企画官 業務的にというか、押さえられるところはできるだけお願いして調べているんですが、ちょっと分類、例えば今回も投資者とか、少しいままでない切り口で、どれくらいかというのはなかなか、作表の形ができていないものですから、そういう意味ではそもそも商工会議所関係の方が何人入っているかとか、消費者団体の方が実態上、本当に全国に何名いるかとか、そこまではまだ押さえられていないので、その辺はこれからの検討の話もありますので、把握していかなきゃいけないと思っておりますけれども。

佐野委員 前回の話に弁解させていただきます。私、口足らずだったんでしょうか、確かに岩崎委員さんがおっしゃいましたように、私は選任の委員さんがだめだと言っているわけではございません。どちらかという、意欲を持っているのは公選の人たちだということを申し上げておきます。

それから、選任は女性だけで占めているわけではなくて、3分の1は選任ということであっても、女性はその何%だったでしょうか、ちょっと資料をうっかりしましたけれども、女性は少ない。そこで、これからは女性をもっともっと入っていただかなくちゃいけないということは私も感じております。どんな地区に行きましても、「いや、私たちの地区には女性の委員がいなくてね」というところの皆様顔を拝見しますと、どうもその裏の根っこで糸引きしているのは、同性である女性の高齢者だなど。そういうところが結構感じておられます。やはりこれからは農業従事者の6割が女性であるということで、もっともっと農業委員として女性が活躍する場だと考えておりますし、また青年層も足りないというところ、これも忙しい青年層の方にあえてかわって隠居の方がやってあげようという親心というか、優しい心というのか、そういう一面もあると思います。でも、役は忙しい人に任せれば結構いいという話もありますので、やはりもっと地域におろして、そういうところにこれから運動を展開していかなきゃならないだろうなというふうに感じております。

それから公選の選挙で、選挙が1割に満たないですか、ただいまお話がありましたけれども、私もその一味として1例を申し上げますと、私どもの住んでいるところも昔、私が若いころは本当に選挙でした。ずうっと選挙でありました。しかし、選挙をすると、悪い言葉ではありますが、当選祝いだということで大変にぎやかにしてくださいます。そうしますと、中身はこの間の資料にもございましたけれども、一農業委員の平均報酬が年間29万でございます。ということは、平均ですから、そういう中で選挙をさせるのはちょっとかわいそうだなという地域の方々なんです。主に皆さん農家の方々

は、私たちの代表として頑張ってくれる委員さんにここでお金を使わせて、いろいろなことを選挙までさせて、洗礼を受けさせることはないじゃないか、一生懸命その分頑張っただぞということ、ずっとここ10年来続きまして、私になってから一度も選挙はないんです。そんなところです。

村のほうでは議員さんたちも、農業委員さん、そんなに本気になって農業を考えているのに、選挙をさせないように。いつも選挙になりそうになるんですけども、その人たちの中から、じゃあ推薦という枠で選びましょうという感じで配慮してくださっているというのも現状にあるということをお伝え申し上げます。

野村委員 役割の中で優良農地の確保とか有効利用、担い手育成というのがあります。これは先ほど谷口委員からも出たように、いろいろな団体がいろいろな場所でいろいろなことを行っているわけです。しかし現実には、これはわれわれの目から見ると、一体どうなっているんだろうと疑問がわきます。このところが一番これからの論点で問題じゃないかと思うんです。

私は一番最初に申し上げたんですが、これからの論点の一つとして、農業関連のいろいろな団体があるが、その役割、あり方を整理する必要があるんじゃないかと思っている。急にというわけにはいかないでしょうけれども、やっぱり世間から見て、世の中一般的な常識から見て、いくら何でも変だということは改めていかないとたないと思えますし、逆に農業にとって非常にマイナスになってくると思うんです。

だから、いま谷口委員からも出たように、いまのままでは優良農地の確保ができるのかと思います。私も現実に、果たして優良農地がどれほどいま確保されてきているのか。ちょっと田舎を歩くと若干疑問に思うこともあります。ですから、いま持っている資源を、人的資源、組織的資源、これらを有効利用するためには、抜本的にあり方を、相互の役割あるいは組織再編も含めて見直す必要があるんじゃないか。それをやらないと恐らくもたないんじゃないか。私は農業委員会ももたない、農協ももたない、そういう事態に至るおそれがあるんじゃないかなという感じがいたします。

長委員 いまJAの立場から現実を見て、JAも非常にいま米の生産調整なり、いろいろな野菜の問題なり、非常に厳しい状況に置かれているわけです。一番大切な営農指導というのが非常に欠けつつある。今後もそれは続くだろうと思うんです。それはやっぱり充実しなきゃならんわけですけども、そういう中でいろいろな事業の取り組みの中で、さっきは普及制度の問題、いまは現実にどこがリーダーシップを取って農業の指導をしているかという、現実には普及制度が一つの機関であって、それに伴ってJA、それから部会組織とかそういうものがやっているわけなんですけれども、これからはそういう意味で農地の関係を守っている農業委員会もそことの連携をある程度密にしていく組織づくりというか、そういうふうな改革をある程度やらないと、JAはこれからはなお一層厳しくなっていく。その中で農業委員、それから普及所制度、県のこの制度との連携を密にして、それぞれの分野があると思います。地域によって差があると思いますけれども、そういうことを真剣に考えて、そして農業委員会制度というのをきちっとやるべきじゃないかと思います。市町村も、市町村と普及制度というのはわりあい密接な関係がございます。それからいま大規模化が出てきております。JAがいま厳しくなっている中において、先日、中央会に行って中央会の考え方を聞いたわけですけども、

中央会そのものもやはり大規模化してくる、法人化してくる認定農業者というのは、どちらかというとならぬJAから離れつつあるわけです。自分たちはそれだけの経営基盤を持つと、自分たちで販売を仕切る。肥料だって農薬だって、自分たちは30町、20町歩つくと、もう別途、農協を使わなくていいじゃないかという組織がいま農協の中では厳しい。わりあい中央会あたりも批判的な面があるわけなんです。

農業委員会もそういうふうな中ではやはり一体となった、それぞれ持ち場があると思いますけれども、私もさっき事例を申し上げましたけれども、そういうふうなところが非常にいま、さっき言いますいろいろな遊休地の問題にしても、都市美観の問題にしましても、さっきも出ておりましたパトロールにしましても、やっぱり農業委員会がそういうところと一緒に、それは農業委員会だけの問題じゃないから、そこいらをひとつ緊密なあれをつくるということをもう少し検討すべきじゃないか。

それから、やはり若い人を入れるとか、経験者というのは公選にいたしましても、農業をやった経験のある人をそういう中に入れていく。いま議員の中でも名誉職だけで農業委員の中に出てきている人たちもいるわけです。やっぱり農業の経験のある人たちを選ぶということが大事ではなからうか。そうすると、農業委員会というのも非常に充実され、地域からも見直され、またそういう時代を、いままではそれでよかったかもしれませんが、これから将来にわたってはそういう組織づくりが必要、そういうものをつくり上げることが必要ではなからうかというふうに感じております。

齊田委員 地域農業の振興や優良農地の維持・確保の関係については、前回申し上げましたので重複は避けます。先程から皆さんのご意見を聞いてみると、何となく農業委員というものが、地域においてあまりその役割を果たしていないという見方が強いように伺いますが、必ずしもそうではないと思います。確かに目に見えない部分もあるかもしれない。しかし、時にはそうでなくてはならないこともあるのではないかと思います。

たとえば法の番人といわれようと、法を守り秩序ある農地や農政の管理がされなければならないと思う。ただ地域の実態に合う、選ぶ立場の農民が望む農業委員活動というのが大切なのだらうと思います。

幸いこの中間整理の中にも「農業委員制度というのは確保しつつ」と書入れされており、それが後退する意味のものではないと受け止めて言えば、地域によってはそんなに目覚ましい活動がなされていないところもあるかもしれない。しかし、一方では絶対に必要だするところもあります。要は活躍の場、機会をどんどん提供することだと思います。

先程、飛田委員の意見にもありましたように、消費者が望む農業委員会像もあると思います。ことに農業・農地の果たす役割を多面的にとらえ、加えて無登録農薬の問題や生産履歴(トレーサビリティ)、水や環境に至るまで、これからの役割こそが重要なのではないかと。

この間、第51回全国改良普及委員大会が東京で開催された折に、出席して意見を申し上げる機会があり、パネリストとしての立場で話をしたのですが、まず公正な立場で食糧の検査・管理を実施する食糧事務所が統廃合で縮小し、また検査の民営化を図られ、改良普及事業はその縮小で普及員が減少、更には農業委員会制度の見直し問題も含め、改革だ分権だけでは、日本の農業そのものの将来が危惧され、大きな問題である。

日本の食料自給率を45%にしよう、食料の安全・安心を何としても確保しようという意図とは全く逆方向の改革に転換するものであって、農家に代わって出席するものとして絶対見過ごす訳にはいかない。

これからこそこうした諸問題に対応すべく先の三機関の役割は大きいと思います。こうしてみますとそれぞれ役割分担も必要ですが、行政も農業委員も土地改良もJAも一緒になって議論をしながら、地域農業の発展を図り、優良農地を守ることが重要であり、そのためにも農業委員会の活動がより期待されるのではないかと。

ある町の農業委員がこんなことを言いました。

「どうもわれわれ農業委員会が行政から敬遠され邪魔者扱いされているようでならない。行政のやり方に首を突っ込むとでも思われているのか……。」

私はそうではないので、それぞれが果たすべきは何かをはっきり保ちながら互いに話し合う中から理解と強調が生まれるのではないかと思います。

説明の中では、農地面積が90ha以下である行政区域では農業委員会の設置が任意だとありますが、既に100haを超える農地を持つ農家或いは集落営農で農業をやっている地域等様々あり、その人、地域によっては、農業委員会に対する見方、要望が異なるのは当然であり、幅の広い対応が求められるでしょう。一言だけ申し上げました。

佐藤委員 先ほど区切られたものですから、一言だけにしておきたいんですけども、先ほど野村委員がおっしゃいましたいろいろな組織があるということで、現状を少しお話ししますが、これから冬になると農業は、私たちのほうではいろいろな外の仕事はないものですから、研修会なりフォーラムなり、それがその組織、組織で企画するものですから、そこに出席する人というのは農家よりも関係機関のほうが多いんです。これはほんと現実ですよ。不思議だなと見ていますけれども、そういう現状もあります。

あと、ちょっと違った意見だと思えますけれども、農業委員の活動が見えないということがありますけれども、そのためにはいろいろな組織との関係を密にしよう。私は逆に、もっと威厳のある農業委員会にしたほうがいいんじゃないか。ですから、あまり広げないで、本来の業務だけを威厳を持って執行する。それでいいんじゃないかなと思うんです。どんな組織でも、自分たちがやっていることはみんな仲よくしようと、どんどん広げていきます。グループもそうですし、行事もそうです。そういうふうになっています。もとに戻って、もとは農業委員というはおっかない組織だったんで、それも一つの案かなと考えています。

飛田委員 農業委員会に対して私たちが期待するものとしては、やはり専門性を持っていただきたいということだと思います。市町村とあるときは対立して、ほんとにいまのお話じゃないですけど。と申しますのは、市町村の土地関係の行政なんか、東京の近郊地域では物すごく問題が多いわけです。代がかわりますと、いままで1世帯で使っていた土地に、それを4分割ぐらいして住宅が建ってしまったり、農地だったところにマンションが建つとか、住宅地ももちろんマンションになるというふうな、相当問題のある行政も、規制緩和の時代で悪いほうにそれが出てしまって、あるわけなんです。

農地に関してもそういうような傾向というのは恐らく悪影響を与えていて、都市近郊では、先ほど児島委員からもお話がありましたけれども、ごみ捨ての問題、次々起こっ

ておりますが、そういうようなことを考えますと、ぜひ地域に応じた専門性を持っていただいて、専門家集団としてやっていただきたいと思うんです。そういう中で、専門家の中にオブザーバーといいましょうか、第三者としての意見を入れていくという形を取って、お互いにこれからの時代というのは多様な意見を取り入れながら、いま日本の農業は危機的な状況にあるわけですから、どうしたらみんなにとっていい方向にいくかということをお互いが知恵を絞り合って共同作業をする必要があると思っておりますので、そういう方向づけをお願いできたらと思っております。

佐野委員 農業委員会がなかなか見えてこないという話があるという話でありますけれども、確かに農業委員会は資質の向上が必要であります。その上に立って、どうでしょうか、勧告できるという農業委員に特権があれば、もっと意欲が持てるんじゃないかなと思いますが、どうでしょうね。農業委員会法には勧告という言葉はないんです。もっと主体的にできるんじゃないでしょうか。

児島委員 いま飛田委員さんのお話にありました専門的という形のことなんですが、たまたまさいたま市におきましては農政部会という、先ほど言いました不法投棄だとか優良農地の確保だとか、そういうような専門的な部会があるんですけれども、たまたま今回、2日の日ですか、12月の2日にJAと普及センター、それと市の農政、それと県の振興センター、それらを含めまして農業委員さんと農政部会を行うということで、今後のさいたま市の中でかなり、だいぶ優良農地が相続等によって分散されて、耕作をしなくなっている農地が見受けられるということで、農業委員がさいたま市を全部見たわけです。現地を見まして、どれくらいの優良農地が不法投棄されているかとか、遊休農地にされているかということをお調べして、その状況報告と今後どういうふうにしたらいいかという形で検討しようという会議を持つということで、さいたま市の農業委員会はそれなりに活動はしているわけです。

たまたま農業関係というのはアピールが下手なものですから、消費者に対してどうしても、市民に対してのPRが少ないという形で、何をやっているかというのが見られないというのが残念なんですけれども、農政活動についても同じだと思います。やはり農業者に対しての支援だとか補助だとか、いろいろ行っていますけれども、一般の消費者の皆さんにはなかなか見えにくいところがあるのかなと。

今後も行政側としても、農業委員会の活動を十分に参考にしながら、またさいたま市の農業委員会は市長に対したり、県に対したり、建議をするんですよ。たまたま予算要求の前に建議が来ますので、それを反映しながら予算要求をしていくという方向でやっていますので、かなりその建議が農業委員会の指摘というんですか、諮問機関じゃないんですけれども、かなり市に対しての要請が強いという面がありますけれども、それなりにまた農業委員会も事業をやっていただける。活動をやっていただけることで私どもも安心して対応できているというのがあります。

ですから、専門的にも農業委員が地域の实情に沿った形で、地域を把握しながらやっているということで、ちょっと参考なんですけれども、お話し申し上げたいと思います。長委員 私も同感です。その関係については、福岡のほうもそうした建議が随分農業委員会ごとに増えていきつつあります。やっているところは活発な活動をしています。こういうふうなことをひとつぜひ農業委員会としてやっていくべきじゃないか。そうす

ると、農協も全部参画した市の補助事業とかそういうものを取るにしても、そういうことができますから、ぜひこれは言われましたとおり、これからもそういうことが大事だなと思っております。

岩崎委員 先ほど飛田委員がご指摘された、まさに日本の農業の問題は農業者だけではなくて、あらゆる機関、あらゆる組織、あらゆる人間がみんな総ぐるみで考えなければいけない課題だと。であるから、農業委員だけじゃなくて、地域内の組織がみんなで一丸となってやるべきだという意見に私も賛成です。一方で、谷口委員がおっしゃった、とはいえ、農業委員はスーパーマンばかりじゃないと。一定程度の役割分担もその中で随時考えていかなくちゃいけないという意見にも私は同感できます。

ただ、そういった話というのは運動論的な側面であり、かなり技術的な側面を伴うと思うんです。私は先ほども私の意見の中では、制度論的に言って農業委員会の現代的な意義というのはいまなお薄れていないと考えているという立場で申し上げました。

飛田委員がおっしゃった総動員というんでしょうか、農業を内部の問題だけにせず、みんなで知恵を絞ってやらなくちゃいけないという、そういった方向性を明らかにする上でも、やはり私は農業委員会の地域に対する、あるいは消費者でもいいんですが、説明責任というんでしょうか、そういったものをどういう形で確保していくかということが重要になってくると思うんです。例えば、アドバイザリー会議でも農業委員会の議事、公開制は踏んではいるけれども、実質的にそれが十分活発に利用されているとは言えないという指摘がありました。やはり議事の透明性、公開性をきちっと確保していく。あるいは、農業者以外の消費者なり、あるいは環境問題も非常に重要になってくる中では環境NPOなり、そういったさまざまな主体、第三者委員会のようなものをつくって、そこで農業委員会を評価する、あるいはみんなで総ぐるみでやっていくためにはどうしたらいいかという知恵を出し合う。そういう制度をつくるべきじゃないか。

そういう中で、農業委員がより専門集団化されていく。農業委員自身の質の向上にもつながっていくのではなからうか。そんな説明責任をきちんと表明できる仕組みをつくっていかなくてはいけないのではなからうかという気がしております。

宮崎委員 こういう懇談会が設けられておりますのは、行政にとりましては市町村合併の問題、すべての組織が点検されて、いわゆる構造的な改革をしなければいけないという大きな流れがあるわけです。そういう問題で、農業委員の現在の活動状況、農業委員の役割ということだけで将来に向かっての農業委員会の改革なしでの存続というのは実際難しいんじゃないかと私は実感として思っているわけです。

そういう中での農業委員会の役割というのを見ていかなければいけないということが中心じゃないかと思っておりますし、それは必然的に公選制とか、あるいは委員の選出方法とか、それから交付金の問題とかにかかわってくるわけでありまして、行政の独立委員会の中には教育委員会もあるわけですがけれども、教育委員会は教育委員の選任に当たっては議会の承認という形になっておりまして、農業委員会以上に教育委員会というのは従来は地方部局からは独立した委員会としての権限という立場があったわけですがけれども、最近では行政部局と連携を取りながら地域教育というものを考えなければいけないという方向に変わってきております。

農業委員の公選制につきましては、法令業務についての客観性と公平性の担保という

ことが先ほど説明の中にありましたけれども、地方分権、地方自治体、あるいは地方の組織体への信頼性の問題からしましたときに、公選制を取らなければ客観性とか公平性が保つことができないのかということ、もう随分変わってきていますので、法が制定された時点と違ってきておりますし、公選制が現在実施されているところは1割ということを考えますときに、選出方法として公選制というものを維持しなければいけないというのは少なくなってきたんじゃないかという気がいたしております。

それから、先ほども話しましたように、農業政策というのは国の大きな政策課題だと思うんです。そうした場合に、地方分権の流れ、あるいは行財政改革の流れの中から、それは地方に任せてしまいますよとあって、お金もやりません、一般財源の中から対応しなさいと言ってしまっていて、じゃあ食料危機の問題とか、国としての農業政策の提案をするときに、お金を全然出してなくて、地方に任せっきりにしておいて、今度は国が意見を言います、国がこういう指示を出しますので、そのとおりにしなさいとあって、果たしてそんなスムーズにそういう国の政策が浸透し、実行されていくかといったら、やっぱり違うんじゃないだろうか。やはり国が農業政策にかかわらなきゃいけないというのが基本ですから、そのための財源的な対応というものを当然国としてはしていくのが本来の筋じゃないかという気がいたしております。

もう一つ、農業委員会と例えば市町村部局もあれですけども、行政委員会としてのイコール独立した存在組織としてそのまま維持するのか、あるいはまた、市町村部局のほうの下部組織といったらなんですけども、もう一般財源化されましたら、全く財源を握られるわけですから、同じイコールの組織には決してならないと思うんです。下部組織みたいになっていくわけですけども、そこらあたりをどう考えるのかということと、それから町村議会との関係がありますから、議会との関係。私は議会でオールマイティにすべての地域政策を完全にやれるものではないと思っていますから、農業は農業を担う組織があつてしかるべきだというふうに思っていますけれども、そこら辺も少し検討していただかなきゃいけないことかなと思っています。

公選制を廃止するというのであれば、むしろ農業委員会というのは市町村部局と独立の行政委員会イコールということではなくて、市町村部局の農政を担う一組織体というふうに考えていかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

そうなっていくますと、法令業務の中にも地域政策が反映されざるを得なくなるわけなんですね。例えば、市民農園をつくろうとしたら、町の農業政策が出てきたとき、市民農園を活用する農地についての農業委員会の検討の中には地域行政の意向が反映されてくるということになりますけれども、これはやはりこれからの時代、地域がすべて責任を持って農業政策なりを行っていく時代に入ってきますので、そこはそういう形が出てきても、これは必要なことじゃないかなという気はいたします。

中村委員 まず検討事項の中間整理につきましては、この前の意見、それからきょうの意見を踏まえて、かなり整理をされておられまして、これをこれから深めていくということで、おおむねいいんじゃないかなというふうに理解をしております。

2点ほど思ったんですが、第1点はいま宮崎委員から詳しく指摘をされましたが、特に例の地方分権改革推進会議の指摘事項がかなり現場で混乱しておりますので、この辺はもう少しきちっとした対応をしていただきたいと思います。当然この懇談会の中で議論されてい

きますので、これは宮崎委員がおっしゃったように、いわゆる農政あるいは農地の確保というのはどこの仕事かということに返ってくるんだらうと思います。それがまた、ここでいっております農業委員会の意義・役割、組織のあり方に直接かかわってくる問題でありますので、根っこはそこにあるのかなという視点が皆さんからもご指摘をいただいておりますが、そういうことが一点です。

もう一点は、児玉委員からお話のあった案件についてですが、私も実は一昨日ある会議に出席してきまして、そこは任意の合併協議会でしたが、大体農地面積が3万ヘクタール、農家戸数で1万8000戸という、これは12市町村が合併してそういう構想があるという中で、さてこれは農業委員会をどうしたらいいものかという、いま250人、それを集めると農業委員がいるそうなので、先ほどのお話も68名が30名だということですが、250名。この意見が出てなくなるわけですから、いまさいたまであるような、そういう協力的な300人の問題とか、あるいは複数の設置の問題だとか、これはかなり基本的にかかわる事項だと思いますので、さらにこれからその辺は相当、政令指定都市をめざす大都市へくっついていく、12も13もくっついていく、あっちこっちに事例が出てきそうなものですから、われわれもいまそういう情報収集をしていますけれども、そこでおかしくなると、きょうご議論いただいたような点がすっ飛んでしまう可能性があるということもありますので、今後深めていくときにぜひ頭に置いてひとつやっていただきたいなと思います。

八木座長 そろそろ、4時半ぐらいをめでにとということで、よろしいでしょうか。それでは、本日の議論はこの辺で終了させていただきまして、最後に今後のスケジュール等につきまして事務局からお願いします。

西岡首席企画官 それでは、どうも長時間にわたりましてありがとうございます。次回は1月を目途に、きょうご指摘いただいた内容を整理しまして、日程を調整させていただきたいと思います。

2点目ですが、きょうだいぶご意見をいただいたんですけれども、至らない点も含めて、様式は全く自由で、課題ごとに全部ということではなくて、お気づきの点なりがありましたら、メモで、それからお願いを差し上げています紙で、様式は特にありませんけれども、12月20日ぐらいまでに事務局のほうへいただければ、きょうのご意見といただいた紙をベースにまた修正しながら議論をしていくということを考えておりますので、お忙しいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次回は、そういうご意見を踏まえて、きょう実態的なご質問が幾つかございましたが、少し農業委員会を呼んで、二、三、ヒアリングしながら、議論の素材をベースに、具体ベースの多面的なご意見をもう少し深めていただければなということを1月のときには考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

八木座長 それでは、これをもちまして第2回農業委員会に関する懇談会を終了いたします。どうもありがとうございます。